

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第55回 議事録

- 1 日時：平成21年6月23日（火）13：00～14：30
- 2 場所：総務省 講堂
- 3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田辺 俊行、田村 和人、長田 三紀、生野 秀年、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴、三尾 美枝子

（以上22名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、大山 永昭（東京大学 教授）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中村 秀治（三菱総合研究所）、西谷 清（ソニー株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長

4 議事

【村井主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第55回の会合を開催いたします。

委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日、欠席された委員、それからご出席のオブザーバーの方につきましては、いつものように席上に配付された資料をご参照ください。

前々回の53回の委員会で皆様にご議論いただいたご意見を踏まえて、技術検討ワーキンググループでエンフォースメントの在り方について引き続き議論をし、答申に向けた事務局案をまとめました。今日は、それに関して議論していただきたいと思います。

まずは、事務局から資料の確認、それから事務局資料の説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 本日の資料、2点でございます。資料1が、中間答申骨子案、エンフォースメントに関する検討の概要。資料2、これは三菱総合研究所さんにご用意いただきましたが、今、議論しております新方式に対して、どのような期待が考えられるかをおまとめいただいた資料でございます。

まず、資料1、事務局案について手短にご報告をいたします。

1枚めくっていただきまして、きょうご報告いたしますのは、前回の取引市場とあわせた、もう一つの柱でございます地上デジタル放送等における保護のルール、そのエンフォースメントのあり方に関する議論に絞ってございます。

1ページ、今回の検討の概要を振り返ってございます。まず、緑色の箱の中をごらんいただきたいと思います。今、地上デジタル放送の受信機につきましては、技術と契約によるエンフォースメントによって、各受信機がコンテンツ保護に係る一定のルールを遵守して動作することが担保されております。現在、技術と契約によるエンフォースメントによって担保されております。そして、受信機に機能動作を担保する具体的な手段としては、現在、B-CASカードを活用した仕組みが用いられているということでございます。

②でございますが、こうした現在のB-CASカードを活用しましたエンフォースメントの仕組みにつきまして、地上デジタル放送の円滑な移行という観点から、視聴者等々から、その仕組みを改善する必要性があるのではないかという指摘をいただいております。それを受けて、前回、第5次中間答申において、具体的な改善方法としてはどのようなことが考えられるのかを検討すべきではないか、という提言をちょうだいしたところでございます。

それを受けて、前回の中間答申、6月以降、約1年をかけまして、現行のB-CASによるエンフォースメントの仕組みに加えまして、視聴者の方々に新たな選択肢を提供するという方向で可能な選択肢を整理するという事で、基本的な考え方、具体的な対応策、対応策を導入していくに当たってのプロセスを提言する。そういう進め方をしてまいったわけでございます。

それを細分化いたしますと、1ページの下のところでございます。まず、現在のB-CASカードを用いたエンフォースメントの仕組みの内容、経緯について押さえておこうということでありまして。こういった経緯で導入され、現状、こういった仕組みとなっ

ているか。そういった現状の仕組みについて、こういった指摘が行われているかが大きな一つの固まりでございます。

次に、改善のあり方としましては、3つほど選択肢を整理して、ここでご議論いただいたわけでございます。それについて、こういった考え方があり、こういったご意見があったかを、Ⅱに整理させていただきました。

以上を踏まえまして、今後の改善のあり方、B-CAS方式に加えた新たな方式としては、どのような考え方があり得るのかを整理しているのがⅢでございます。

では、順次ご説明をいたします。

まず、3ページをおめぐりいただきたいと思っております。箱の中でございますが、導入の経緯と現状については、再三確認していることでございますが、B-CASカードを用いた仕組みにつきましては、主体としては、コンテンツ保護に関する民間の契約当事者の方々の合意で導入されたものでございます。コンテンツ保護に関する民間の契約当事者の方、例えば放送事業者、受信機メーカー、あるいはコンテンツ保護に係るかぎの発行機関、現在、これがB-CAS社になっているわけでございますが、そういった当事者の方々が合意し、導入されたのが現在のB-CASカードの仕組みということでございます。

現在、B-CASカードは同梱されていると言っていいと思っておりますけれども、機器は、累計出荷台数は5,000万台以上に上っているわけでございますが、テレビ、レコーダー、チューナー、ケーブルテレビ用のセットとボックス、チューナーを内蔵したパソコン、今、実に多様な機器に同梱されるに至っております。

下の左側の方に、導入までの経緯を簡単に書いておきました。

2000年12月、BSデジタル放送スタートと書いてありますが、まずはBSデジタル放送における有料放送を前提として、ライセンス機関であるB-CAS社が設立され、それを動かす仕組みとしてB-CASカードを用いた仕組みが用いられるようになった。これがそもそものスタートでございます。

2002年から2004年にかけて、いわゆる地上・BSデジタルの無料放送でそういった仕組みを活用しようということにつきましては、まさに先ほど申し上げた、契約当事者の関係者の方々の合意で、無料放送にもB-CASカードを活用していこうといった合意のもとに導入され、2004年4月からその仕組みが運用開始されるに至ったということでございます。

その後、2005年6月以降、情報通信審議会におきまして、B-CASカードの仕組み、それによって担保されているルールのあり方について議論が提起されまして、2005年7月以降、コンテンツ保護に関するルールの改善のあり方、担保手段のあり方をご議論をいただいたわけでございます。

2007年8月、「コピーワンスからダビング10へ」というご提言をいただき、2008年6月、関係者の方々の合意によりましてダビング10が導入されるに至りました。同時に、B-CASという現在の仕組みに関する見直しが提言され、この1年間ご議論をいただいていたということでございます。

4ページをおめぐりいただきたいと思っております。詳細は省かせていただきますが、B-CASカードを活用した仕組みの現状でございます。契約当事者によって合意されたルールに従いまして、コンテンツ保護に係る信号が放送波に送信される。そして、その信号に反応する受信機を製造する、それを約する受信機メーカーに対して、B-CAS社という鍵発行機関がB-CASカードを発行する。そういった仕組みによって、今はダビング10というルールが担保されているわけでございます。

そういった仕組みに係る技術規格と運用規定につきましては、放送事業者、受信機メーカー等々の関係者が参加なさっているARIB、Dpaといった標準化機関においてオープンな形で検討され、結果は公表され、どなたでも入手できることになっているということでございます。

右下のところでございますが、ARIBにおきましては規格会議で検討され、結果は一般的に公表されています。技術規格を前提とした運用規定につきましては、Dpaの技術委員会にて検討され、公表されていくという段取りになっております。基本的には、こういった団体に参加していただく方なら、どなたでも問題を提起し、議論に参画し、結果は一般的に公表し、だれでも入手可能になっている。今は、そういった形でルールが決められているということでもあります。

5ページ以下、今のB-CASの仕組みでどのような指摘が行われたかということですが、今般の議論においては、特に視聴者にとっての選択肢の多様化、仕組みに求められる透明性、オープン性、両者の観点から様々なご指摘をいただいているところでございます。

代表的なものをいくつか紹介させていただくと、選択肢の多様性ということであれば、既存のB-CAS方式だけではなくて、新規の参入促進、あるいはテレビの価格低廉化

を促進するという観点からも、新たな選択肢を入れていく必要があるのではないかと。そういったご意見がいろいろな立場の方々から寄せられたところでございます。

コンテンツの保護の仕組みの透明性につきましては、2011年の地デジ以降、全世界の多くの視聴者の方々に影響を及ぼすという観点から、B-CAS社1社ではなくて、複数でそういった仕組みを運営していくことが必要ではないかと。また、多くの視聴者の方々にかかわることであることから、それについては透明性を持ったプロセスで導入、検討がなされていくべきではないかと。そういったご指摘をいただいているところでございます。

以上のご指摘を踏まえて、どのような選択肢を検討したかということでございます。

7ページ、今の段階では3つと整理をさせていただきます。ただ、選択肢のところ、カード、ソフトウェア方式と書いてありますとおり、改善方法については大きく2つの考え方があるわけでございます。すなわち、現在のB-CASと同様、受信機をつくらうとされる方々が何を必要とするかということなんですが、現在のB-CASの仕組みを前提とする限り、いわゆるコンテンツ保護にかかわる技術仕様はB-CASカードにある程度集約をされております。したがって、受信機をつくらうとされる方々は、B-CASカードの発行を受けるということであれば、技術仕様の詳細の開示を受けなくとも受信機の製造は可能となる。それが、同じ枠組みを前提、という書き方にしております。

一方、新たな枠組みにつきましては、その考え方が若干異なりまして、受信機をつくらうとする者が、コンテンツ保護に係るルールを守って受信機を製造することを約しさえすれば、基本的にはコンテンツ保護に係る技術仕様について開示を受けられる、ということで、新たな枠組みを前提とすると書いてあるわけでございます。

ただ、いずれにつきましても、これはコンテンツ保護である以上、鍵を発行する機関は必ず必要となるわけでありまして。現在は、それがB-CASカードということで使用されておりますので、ライセンスの発行・管理機関としては、新たな開示を前提する方式だとしても、そのかぎの管理・発行は必ず必要となります。B-CAS社とはまた異なる機関になるかもしれませんが、いずれにせよ必ず必要となるというところは同じでございます。

そういった2つの考え方の違いが顕在化するの、カードという形のものが出てくるか、出てこないかというところでありますが、それが視聴者にとってどのように影響す

るか。それは、ここでも何度か説明させていただいたとおりでございます。

ただ、4つの選択肢が3つになった過程として、いわゆるソフトウェア方式の場合、開示された技術仕様をソフトウェアという形にするか、チップという形状のものにするかという実装形態については、受信機製造者の商品企画の自由ということです。そこがポイントとなって、ソフトウェア方式に一つまとめているということでございます。

それぞれどのようなご議論があったかが、8ページ以下にまとめてございます。

視点としては、3つほど書いてあります。こういった選択肢全体を比較した場合、どのように見るか。それから、個々の選択肢、特に新たな枠組みということになりますソフトウェア方式についてどんな課題があるか。それから、今後、個々の選択肢を議論し、導入を考えていく際、どう進めていくべきか。そういった3点の観点からご議論をいただいたわけでございます。

まず、選択肢全般の比較にかかわるもの、これもいくつかご意見いただきました。一つには、選択肢の拡大、商品企画の自由度向上、新規参入者の増大という観点からいうと、ソフトウェア方式がいちばんいいのではないかというご意見。一方、時間をかけずに、今できることにはどんどんトライしていこうというスタンスを強調すると、現時点では、ソフトウェア方式、事前実装といういずれかを選択肢から落とすのではなく、いずれも検討を進めてもいいのではないかと、いったご意見があったところでございます。

次に、個々の選択肢にかかわるもの、これは特にソフトウェア方式にかかわるご議論が多かったと思います。ソフトウェア方式については、先ほど申し上げたとおり、コンテンツ保護に係るルールを遵守する方には、基本的には情報の開示を制限しないことを前提といたします。したがって、受信機リストに必要な秘密情報が漏えいするリスクは必ず出てくるわけではございますが、そういったリスクの解決手段としては、運用開始前までに、既存の制度の活用を含めた補完的制度を準備することが必要ではないか、そういったご意見がありました。

一方では、そういったリスクは最終的には不正コピーにつながっていくわけでありませんが、そういったことに対応する制度を考えた場合、実際に被害が出るまでは、抽象的な制度の議論はできるけれども、具体的な中身の検討はできないのではないかと、いったご意見があったわけでございます。

9ページに行ってください、今後の進め方といたしましては、いずれの選択肢をとるにせよ、2011年の地デジ以降に向けた議論である以上、To Do リスト、すなわち、

だれが、いつまでに、何をやるのかを明確化していく必要があるのではないか。そういったご意見があったわけでございます。

以上のようなB-CASを用いた仕組みの現状、それに関するいろいろな選択肢、ご意見を踏まえて、11、12ページに、どういう方向性で提言することがよろしいか。今まで、この場でもコンセンサスをいただいたものを中心に書いてございます。

まず、基本的な考え方ということでございますが、地上デジタル放送の円滑な移行を考えた場合、次のような観点から、利用者に対してB-CASと並ぶ新たな選択肢をつけ加えていくことは基本的に望ましい。そのみならず、可能な限り早期に選択肢の具体化と導入の必要があるということでございます。

留意点としては、新たな選択肢の追加がどういう意味を持つか。デジタル受信機の多様化ということでございますが、それはとりもなおさず、視聴者にとっての選択肢の拡大と利便性の向上を意味するという事。それから、これまでの委員会で再三にわたり、地上デジタル放送がほとんどの世帯、非常に多くの視聴者に影響を及ぼす話である。したがって、今後の進め方については、手続の透明性に配慮して新たな仕組みを導入していくことが望ましい。そういった配慮事項がこれまでのご議論であったということでございます。

では、②として、どういう選択肢を具体的に検討していくべきかということでございます。結論としては、先ほど申し上げた3つの選択肢、いずれもそれぞれ進めるということにおいては変わらないということでありまして。具体的には、B-CASカードを小型化、あるいは事前実装という形で改善していく方法。それから、B-CASカードの仕組みとは全く異なる方式ではございますが、いわゆるソフトウェア方式といったもので、コンテンツ保護に係る技術仕様を広く開示していく。いずれも、新たな選択肢として検討、導入を進めていくことが望ましい。これが基本的な考え方でございます。

ただ、この場でもご紹介ありましたとおり、B-CASカードの小型化という既存の仕組みを前提とした方法につきましては、既に民間ベースで具体的な取組が開始されておりまして、一部もうスケジューリングも発表されているとお聞きしております。したがって、こういった民間ベースの取組はさらに加速、推進され、B-CASカードの小型化、事前実装といった方向でも、選択肢の拡大がさらに進んでいくということは非常に期待が高まっているところでございます。

しかし、B-CASカードと基本的な仕組みを異にしますソフトウェア方式につきま

しては、今、ご紹介しましたとおり、まだ課題も残されており、さらに議論を詰めていく必要があるところでございます。

そういった観点から、これから民民で議論していただくに当たって、当委員会で大枠の前提を整理させていただいたのが11ページの下、技術と契約というところを書いてあるものでございます。

技術のところでございますけれども、基本的な考え方としては⑥と⑦に尽きると思います。まず、早期の仕様策定、送信設備の改修、受信機への市場投入、そういったことが可能となるような簡便な方式であること。それから、当然ですが、一定程度のセキュリティは要求する。こういう考え方のもとに①から⑤までが書いてあるわけです。基本的には、今までの受信機との可能な限りの互換性、したがって今までデジタル放送の受信機が遵守を求められてきた法令、標準方式等との整合性は当然に確保すべきである。そういったことを中心に、前提条件が整理されております。

次に、契約の方でございます。これも当然ながら、留意事項の②、③に書いておりますとおり、基幹放送という非常に多くの方々に影響を与えるものでありますから、善意で受信機を購入された視聴者に影響を与えるようなオペレーションは行わないという、当然の前提もあります。それから、契約に入ってくる放送事業者、受信機メーカーさんがいらっしゃるわけですが、善意の当事者に対して、いろいろな義務が課されたときの違反措置、違反のときの措置が過大とならない配慮は当然必要であろう。そういった考え方で前提が整理されてあります。

ここで、ソフトウェア方式という新たな枠組みについて、民民で導入を検討していくに当たっての前提も整理をされているわけでありましたが、先ほど申し上げたとおり、具体的な To Do リストまで整理することが望ましいのではないかとということで、12ページに今までおおむねコンセンサスが得られたことに限って書いてあります。

まず、①でございますけれども、開示を制限しない新たな方式について、2011年7月24日の全面デジタル移行の時期までに、可能な限り早期に導入されることが望ましいということ、これには異論はなく、そのところはコンセンサスが得られたということでもあります。

そして、大枠の進め方としては②でございます。まずは、技術と契約によるエンフォースメントによってどこまで対処できるのか。先ほど申し上げた契約外の方々に対してどういう対処ができるのか、その範囲の検討を進める。そういった検討を進めて、新方

式の内容の早期明確化を図る。それが最初に求める手順ということでもあります。

その後、新方式の運用開始、具体的にはその方式に応じた放送が開始され、受信機の販売が開始されることをイメージいたしますが、その新方式の運用開始までに、適切な場で、現行法制度の実効性の検証と、補完的制度の要否を含めた検討を開始し、進める。

大枠としては、そういった進め方であろうということでもあります。

その進め方を細かく表にいたしますと、下の図になるわけですが、具体的にはこういったプロセスが必要になると関係者がスケジュール感を共有していただき、導入に向けた動きを加速、推進していくことが期待されるわけでもあります。

何よりも具体的なプロセスを進めていくに当たりましては、今回の新方式の早期導入については、この委員会の場にご参加いただいた、ほぼすべての方々のコンセンサスであるということにかんがみまして、基本的には放送事業者、受信機メーカー等々、関係者の方々が協力、協働して進めていく。そういった基本方式のもとに、具体的なプロセスを踏んでいく必要があるのではないかということでございます。

ちなみに、ライセンス発行・管理機関、前回はそれが何を意味しているのかということとを1枚つけさせていただきますが、13ページに再掲してございます。先ほど申し上げた2つのやり方、ソフトウェアという方法で実装するにせよ、チップという形に実装するにせよ、ライセンス発行・管理機関が必要となるということで、双方について記載をしたものでございます。

簡単ですが、事務局の整理いたしました骨子案、以上のおりでございます。

【村井主査】 今、ご説明いただいたのは答申の技術検討ワーキンググループで取りまとめたエンフォースメントの在り方についての骨子案ですが、今回お示した新方式が世の中でどういうインパクトを与えていくかについて、専門家の方々はそれぞれのお立場で、いくつかプランやご計画を立てて進めていらっしゃると思いますが、一般的には新方式が導入されるとはどういうことなのか、わかりにくいという声もあり、第三者的に新方式に対する期待をまとめていただきました。三菱総研の中村オブザーバーから分析のご報告をお願いします。

【中村オブザーバー】 三菱総研の中村でございます。オブザーバーで、久々の発言ですので少し緊張しています。資料2をごらんいただければと思います。

何はともあれ、端末といいますか、ユーザーインターフェースといいますか、こちらがいち早く多様に広がる事で、コンテンツやサービスによる、いろいろなビジネスが花

咲くものと思いますので、今回の新方式によって様々な端末が花咲くことに期待を込めて、定量的な分析はなかなか難しいところがございますけれども、こういったことが考えられるのではないかという予想を資料にして持ってまいりましたので、お聞きいただければと思います。

表紙を開いていただきまして、1ページです。地デジ製品の多様化ということで、端末という意味でいうと、実はいろいろなものが融合し始めているというのが現在の状況です。

左上にAV機器、テレビを含めて3つ脚注が出ております。デジタルテレビ、我が国のテレビ市場は1,000万台と言われますので、現状の出荷状態で、ほぼ全てデジタル化されている状態になっています。その付随といいますか、デジタル録画機、DVD/HDDデッキが400万台弱ということで、2012年にはさらに増えるだろうという予測をしております。これ以外に、既存のアナログテレビにつないで見られるようなデジタルチューナー、まだ100万台に達していませんけれども、2011年に向けて増えていくだろうと思われまます。これがコアとなる地デジ製品になります。

多い方から行きますと、下の方に伸びていきまして、モバイル機器、いわゆる携帯電話と融合ということで、ワンセグ携帯、累計で恐縮ですけれども、2009年3月末で5,500万台、現時点で既に6,000万台を超えていると思います。それと、車載用、いわゆるカーナビは累計で265万台程度出ています。一方、携帯電話自体は、毎年の市場としては4,000万台弱、これは毎年変わらないだろうと予測しています。カーナビは450万台程度出ています。

順番に行きますと、情報機器、PC系と融合したような形で、最近、スマートフォンと言われる、携帯電話に無線LANとキーボードがついたものも出てきています。そのスマートフォンの下にPNDと書いてあります。パーソナル・ナビゲーション・デバイスということで、持ち歩けるナビ、日本の携帯電話は既にPND化しておりますけれども、小型PCとともにこういったものも出てきています。

それから、AV機器と情報機器、パソコンとの間には、日本でテレパソと言われている製品がありますが、地デジ搭載PCは、現時点で50万台ほど出ています。パソコン自体は、いちばん右端にありますとおり1,500万台の市場でございますので、テレビよりも大きな台数が出ていることになります。

いちばん右下、インターネットゲーム機といいますか、ゲーム機です。こちらは、発

売時期によりまして跛行という傾向がございます。発売時期が重なると、2008年のように1,000万台超えになるんですけども、発売がないと少ししぼみますので、若干弱めの予測をしております。最近ではワンセグ対応のゲーム機も出てきています。また、ゲーム機自体、インターネット接続がかなり一般的になりましたので、インターネットゲーム機という形になっています。

こういった市場に対して、今回の新方式が入ることによってどんな期待があるのかということ、3ページ目に、今現在出ているB-CASをめぐる動向から兆候を読み取ってみたいと思います。

下の写真にありますとおり、いちばん左端はカーナビの地デジチューナーです。これを増設すると、カーナビでも地デジが見られることになっております。こちらも含めて、最近、地デジのシリコンチューナー化がようやく本格的に普及してまいりまして、商品企画の自由度が上がってきています。B-CASカードの物理的な大きさ、読み取り機も含めてですが、そこら辺が制約になってしまっている製品が出てきたというのが現時点の状況だと思います。

左端はパイオニアさんものです。ほかのメーカーさんもこれくらいの大きさです。写真でいいますと、右側がB-CASカードとメモリーカードの挿入口になっています。フルセグの場合は、各社、奥行き17センチメートルから20センチメートルの仕様になっています。ワンセグは、奥行き10センチで済む形になっております。

そのほか、PC用のUSB接続地デジチューナーというものが、真ん中の写真でリモコンと比較してありますけれども、これはQuixunさんの製品ですけれども、B-CASカードを一回り大きくしたサイズになっています。

いちばん右端は、多分、これが現行でいちばん小さいと思いますけれども、Monster TVで、こちらはOEM供給されて、いろいろなメーカーさんから出されておりますけれども、B-CASカードの限界となるサイズを実現しました。同社によると、B-CASカードの物理的なものがなければ、B-CASカードの半分のサイズに縮めることが可能であり、ワンチップ化が進めば、さらに小さくできると言われています。

最後に、4ページです。最初のページに挙げましたとおり、いろいろな広がりのある端末の中でこういった可能性があるのか。新方式で期待される商品企画を、定性的ですけども、整理してみました。

真ん中に、ベースを合わせるために2008年の国内市場ということで、左側にある

各品目の出荷台数が書いてあります。

その右側の地デジ対応は、テレビはほぼ100%対応しています。真ん中の情報機器の家庭向けパソコンに至っては、700万台中50万台ということで、10%に満たない状態です。そういったところを読み取っていただきたいと思います。

右の新方式により期待される効果のうち、AV機器のテレビ、携帯テレビというものもありますけれども、超薄型化で、壁面テレビといったものも一部商品が出てきました。チューナーは別になっていますけれども、こういった高付加価値化が期待されるものと考えられます。特に、OLED（有機EL）が本格的になったとき、相乗効果が生まれるのではないのでしょうか。

フルセグ対応の携帯型テレビ、お風呂や水辺での使用など、耐環境の商品の多様化が期待されることも一つあると思います。

その下の段ですけれども、デジタル録画機とか地デジチューナー、CATV用STBを挙げていますけれども、こちらは多様な低価格製品の登場が期待されます。特に、ここでいいますと、無償で配布できるような、単機能であれども地デジがちゃんと見られるチューナーが製造される事が考えられます。それについては、流通コストも含めて非常に期待が持てるどころだと思えます。そのほか、いろいろなものと複合していくことで進展が望めるのではないのでしょうか。

3番目のところですが、携帯ゲーム機、パソコンは1,450万台、ゲーム機を入れると2,000万台超えになるわけですが、こちらも、今はワンセグ画質ですが、表示画面の性能も上がっていますのでフルセグ受信機能を搭載して、ワンセグだとソースが少し粗いところを、もう少しきれいに見られるようになることも考えられます。フルセグ対応によって、実用化していくことの広がりはかなり大きいと思われまます。特に最近、ネットブックということで、5万円から、非常に薄くて小さいコンピューター、パソコンが本格的に普及を始めようとしていますので、このような小型の薄型機器でフルセグの受信機が搭載できれば、高付加価値化、魅力づけになることが期待されます。

次の段、ビデオカメラ、デジタルカメラ、デジタルオーディオと書いてありますけれども、主にデジタルプレーヤーと呼ばれる分野だと思えます。こちらも、一部についてはワンセグの搭載が既に始まっています。実用化されると、フルセグの小型、薄型ということで、こちらもバリエーションが増えるだろうと考えられます。

その下、モバイル機器ということで、携帯電話、先ほど少しご説明しましたPNDですけれども、今でも携帯電話、ワンセグ搭載は6,000万台ということで出回っていますが、最新の携帯電話ですと画面がかなりきれいということもありまして、ワンセグでは少し物足りない。フルセグ搭載による魅力化が考えられます。出荷台数も4,000万台と多いですし、非常に広がり期待されるところです。特に、今の携帯電話は、メインパネルがWVGAからさらに高精細になる可能性があります。そうすると、至近距離で見えても、HDを求めるようなことも含めて可能性は大きいと思われます。海外では、DVB-Tのスマートフォンが既にギガバイトの方から実用化されております。

最後に、カーナビです。やはり500万台弱出ていますけれども、最近、ワンボックスカーの後部座席でビデオを見ながら、というスタイルも非常に増えてきております。そういったことも含めて、リアシートエンターテインメントと呼んでいますけれども、フルセグの普及によって視聴の皆さんが増えていくだろうと予想されます。また、そこでいろいろなインタラクティブ性も含めて、新しいビジネスの可能性が広がるのではないのでしょうか。カーナビ等については、日本のデジタル放送自体が移動に強いということで、魅力が発揮される場所ではないかと思われます。

以上、定性的ではございましたけれども、新方式に対する期待で、新しいユーザーインターフェースが広がるのではないかとこのところを少し整理してみました。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

新方式がどのように普及していくかは、商品企画等々マーケットの動向も関係するでしょうし、その他にもいろいろ、コスト面、新しい技術に対するクリエイティブな企画などが自由に出てくる関係の影響もあると思います。答申は第一歩で、新方式が導入されることによっていろいろと商品イメージが湧くようなことに取り組んでいただけるようになる。そういう形で聞いていただけたかと思います。中村オプザーバー、どうもありがとうございました。

ここまで骨子案という位置づけで新方式のご説明をいただいたわけですが、一応、技術検討ワーキンググループの主査として補足させていただきますと、ポイントは、12ページに記載した運用開始までのプロセスです。詳しく見ていただくと、お判りいただけますし、前回もご報告させていただきましたが、先ほど事務局から説明もありました

ように、全体の運用開始までにすべきことの順番がしっかりしてきました。この間技術検討ワーキンググループでは、プロセスを確定するための準備をしておりました、議論してきたところです。放送開始を受け、受信機の販売が開始されるという、いちばん右側の運用開始の時期が、必要条件の中でしっかりと定まって参りましたので、そこからどういうタイミングを図れるかという計算を一生懸命、それぞれの技術担当者にしていただいております。

そういった背景の中、この骨子案ができております。ご説明いただいた通りの内容ですので、今日、皆様にご議論いただければと思いますので、意見交換に移らせていただきます。

まずは、いつものようにご指名で進ませていただきます。それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 12ページのTo Do リストの流れについて、今までいろいろご説明やら、それぞれのお立場の皆さんの、前向きであるというお言葉をいただいておりますので、そういうことはよろしいかと思えます。地デジの停波が予定されている2011年7月に向けて、選択肢を拡大するということが目的だとすれば、早く多様なものが市場に出てこなければ意味がないので、12ページにタイムスケジュールが書き込まれていくことが必要かと思えます。前向きだけれども、何かを一生懸命している途中であるということのはわかるので、技術ワーキング関係者の方々といいますか、メーカーの方々、放送事業者の方々になるんでしょうか、何が残された課題で、何がクリアできれば日付が入るのか。私にもわかるような言葉で簡潔に教えていただけると、次に何か言うにしても何か理解できると感じます。一日も早く市場に出てくるようにという観点から、何がクリアできたらそれができるのか教えていただきたいと思えます。

【村井主査】 ありがとうございます。この順番で進めて行きますと、後の方に技術検討ワーキンググループに出席している人の順番が回りますから、その時にお答えしていただくということによろしいですか。

技術検討ワーキンググループでどういう議論をしているのかというご質問だとすれば、私からとりいそぎお答えしておいた方が良くと思います。

12ページの図をもう一度ご覧ください。放送開始・受信機販売開始がいちばん右にあります。この委員会で何度もご指摘を受けているように、全面移行の時期までにできる限り早く新方式が導入されることが望ましい。いちばん上の①に書いてあることです。

いつ、この新方式の受信機ができれば、今、河村委員がおっしゃったような意味で役に立つか、地デジの普及に貢献できるか。このコンセンサスは、技術ワーキンググループの中でできています。

その逆算で図に戻りますと、「放送局設備の改修」と「受信機の開発、製造」の2つに分かれています。放送局側の設備を改修するということは、全国にたくさんの地上波の放送局がありますので、技術的にはソフトウェアか機器を変えていく作業が必要となります。一方では、受信機の販売がいちばん右側ですから、受信機の開発、製造をメーカーは行わないといけません。ただし、開発、製造に取りかかるためには、しっかりとした、様々な契約や鍵の配布などの仕組みが全部確立して動き出さないとなりません。それが真ん中に黄色の、ライセンス発行・管理機関の設置という点になります。その前に、管理機関を設置するためのコンセンサスを作っておかなければいけないというのが、点線の部分です。それは、もちろん技術方式と運用規定の策定が決まった時点ということです。

前回もご説明したように、運用規程を策定する上でいくつかの知見や蓄積、技術等については、既にできている部分もかなりあります。しかしながら、プロセスとしてはこの流れを遂行しなければいけません。本当に逆算していく中で難しいのは、上下に分かれている部分です。全国の放送局設備の改修については、どのくらいの工程で、誰が取り組むことができるのかといった計算をしなければいけません。下の受信機の開発の方は、経験が蓄積されていると思いますが、開発にかかる期間の部分も計算しなければいけません。大体の方式が決まっていれば、見積もり工程の計算に取りかかれます。しかしながら、見積もり工程等々の調整にも一定の時間がかかりますので、河村委員がおっしゃるような形で、それぞれのロードマップができるだけ具体的に言えるようにと、各専門家の方に、今の計算を中心に取り組んでいただいているというのが現状です。

つまり、遅れの因子があるというよりは、むしろそういう工程の見積もりであるとか、諸事の最終調整の段階であるというのが、先ほどご説明していただいた内容かと思えます。一応、私からはそのようにお答えいたします。

【河村委員】 ご説明はわかりました。上下に分かれているところがなかなか見積もれないということもわかりましたけれども、そうだとしたら、いちばん左の技術方式・運用規定の策定というところになぜ日付が入れないのかがよくわかりません。全部計算してからそこが決まるというのも変な話で、早く始めれば、ここに日付が早く入れれば入る

ほど結果は早いはずですから、なぜいちばん左側に日付が入らないのかという原因を教えてくださいましたらと思います。

【村井主査】 わかりました。これは、関委員にお答えいただいた方が良くと思います。

【関委員】 まさに、今、先生おっしゃったように、いちばん大きなネックになるのは放送局送信設備の改修だと思います。今回は、この前のダビング10みたいなウルトラCはありませんので、NHK、民放を含めて、全放送事業者の送信設備を、しかも運用しているところで、毎日、放送しているところで空きを探して改修しなければいけない。このエスティメーションがいちばん大変だろうと思います。

それには、どんな方式だとかどのくらいの改修工事が要るかがいちばん影響しますので、方式のイメージができないとこの計算は非常に苦しいと思います。逆に言うと、この図にあるように、技術方式・運用規定の策定がいちばん最初のステップでございますので、これに関しては技術ワーキングでももう少し精査しなければいけないと思いますが、大体のイメージとしてはそんなに遅い時期ではないところで、はっきり言いますと今年とか来年の頭とか、そういうところで方式の案はできるのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

一応、私からも補足回答をしておくとして、河村委員からのご質問は、逆算がなかなか見積もれないのはわかったが、策定の日付が決められないのはよくわからないという内容でした。私の理解では、技術方式・運用規定を7色の新しい技術と仮定すると、それを8色にして少し時間がかかるが頑張るか、それとも、6色にして少し早めるかといった調整の余地がまだあります。したがって、逆算をしていく中で、適宜、状況を見定めて、6色であきらめるか、8色までねらうかを決めていかなければなりません。

技術ワーキンググループでの検討が必要ですが、見ていただいている12ページの図全体を見て、各工程については、多分、日付が決まるときはほぼ同時に決まると思います。相互に関係がありますので、最後の部分の逆算で7.5色か、6.5色か、8色か、6色かという辺り、つまり、どのくらい工程が変わるかがはっきりすれば、ほぼ決まっている技術の中で選択をしていく場面もあるかと思います。それがいちばん左も決まらないのはなぜかというお答えではないかと、私は理解しております。

最初から盛り上がってしまいまして、すみませんでした。長田委員、お願いします。

【長田委員】 この件の検討を一度お休みをしてしまったんですけれども、その後、紙で出てくるところはそう変わっていないようにも見えていたんですが、ワーキングでいろいろ

ろ話が詰まっているということを信じて意見を申し上げたいと思います。

先ほど、中間答申の骨子案の説明をしていただいている中に、いろいろ書き込んでありましたけれども、何のために検討しているのかと言えば、2011年の地デジ全面移行を円滑にするために、残っている人たちにスムーズに移行してもらう一つの方策として、これがあるのではないかと考えています。

というのは、最近、テレビのコマーシャルで、シカちゃんが60%を超えたと報告しておられますが、何事もそれから先の困難度の方が、多分、今までの6割に比べたらずっと大変だと思います。周知を100%するのもすごく大変なことです。行為を伴って100%にするというのは本当に大変なことで、ここからどンドンと行って、たしか前にご説明を聞いていたころは、2010年までにみんなの準備が済んでいて、11年、本当の最後のところを確認しながら7月を迎えられるというのが、いちばんベストなあり方だったと思います。先ほどのお話を伺うと、今年末か10年頭ぐらいに技術方式の案が策定されるということで進むと、右端の販売開始は一体いつになるのか、いつを想定して可能な限り早期というのか。私の早期と皆さんの早期が大分違うのかなと、ちょっと思いました。

こういうものがもっと小型で、うちのようなすごく狭いおうちにも合うサイズのものとか、低価格のものが出てくるのがはっきりわかっているならば、とりあえず今、アナログで見ている人も、それが出てくるまでには買いかえに協力しようと心の中の決意とかができると思うんですが、いつ、どういうものが出てくるのかも全くわからないまま、ずっと待っていて、最後の方にどどどどと出てきたものが、何だ、こちらの方がよかったじゃないかとなってしまうことを避けるためにも、いちばん右端が本当の意味の早期にならなければいけないのではないかと思います。

そのために、皆さんのご協力でどういうことができるのかということを考えますと、いろいろ難しいご検討はあるかもしれませんが、早期という人のとり方によって時期が違うような言葉ではなく、もう少し具体的な日付を入れた中間答申が出されなければ、あと2年しかないという今の時期では間に合わないのではないかと思います。先ほど河村委員もおっしゃいましたけれども、いろいろ難しい、何が難しいのかということがきちんと書き込まれて、オープンになってこそ、次のいろいろなアイデアも出てくるのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。高橋委員はまだいらっしゃっていませんので、

椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 この問題、ここのところ1回おきにやっていますけれども、まずは、コンテンツ保護ルールが守られなければいけないですよねということが、我々ダビング10をつくった張本人としても、その経緯が大きな前提となっているという理解をしています。そのためには、技術であれ契約であれ、エンフォースメントの実効性が確保されなければならないというのが、我々権利者のスタンスです。そういう意味において、現在のB-CASという方式は、権利者側から言えば実効性においても問題がある。あるいは、ユーザーから見ても、利便性からも問題が生じているという点から、見直しの作業が行われてきたはずです。

消費者の方々と全く意見ですけれども、ここには具体的なプロセスと銘打ってフローチャートが書いてあるだけけれども、何も具体的じゃないと思うんですね。技術方式・運用規定の策定というのは、一体だれが、いつまでにやるんですか？ライセンス発行・管理機関の設置というのは、一体だれが、どんな運用をやるんですか？1回おきに何か意見を言えと言われるから意見を言っているんですけども、我々は技術の専門家ではないので、もう少し具体的な項目を明らかにしてくれないと、ここで検討されている内容がいいのか悪いのか、十分なのか不十分なのかを評価する材料がないわけです。

エンフォースメントを検討する上での、権利者の前提ということも再三申し上げているんですけども、1ページ前の11ページに整理されていますけれども、コンテンツ保護に係る新たな選択肢が追加されて、視聴者にとっての選択肢が拡大することに権利者は反対をしてないですし、いろいろな問題が生じているB-CASにかわる手続の透明性に配慮した、新たな仕組みが導入されることについては賛成だよということは再三申し上げていますし、スクランブルにはこだわっていませんよ、ということまで申し上げているんです。

だけど、さきほど2年も検討しているという話をうかがったんですけども、2年も作業が進まない原因として、一体だれが、どのような思惑や理由によって作業の進展を阻んでいるのか。もっと言えば、現状のB-CASにこだわり続けるような、現状のB-CASから利益を受けているような立場の方がいるのかどうかという視点も含めて、これからご報告を聞いていきたいと思っています。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。堀委員、お願いいたします。

【堀委員】 毎回、技術の話のときに申し上げているんですけども、何が盛り上がってい

るのがまず理解できない。日付を決めたらいいのではないかと、そういう方にしか僕らもしゃべりようがないんです。三菱総研の方の報告書を見れば、なるほどこういうものが出たらいいね、そういう商品が出るのか、ということがわかってくると思います。

ですから、椎名委員からもありましたけれども、技術の新しい方式などで、こういう商品が出て、売れるか売れないかは別にして、新たな選択肢が増えるということは非常に喜ばしいことかなと。技術の部分について我々は門外漢ですが、何が問題で止まっているんですかというときに、実は平場では話が出ないんですけれども、こういうことでは権利者が納得するはずがないと。以前はそういうことを何度か言われましたけれども、そうではないということがはっきりわかったので、皆さんがダビング10を導入しようというところで四方一両損というお話をしましたけれども、それでスタートした。それは、コンテンツを保護しましょうという前提があって、利便性も追求しましょう、みんなそれを共有しましたねということで、B-CASにかわる方式もつくったらいいですねということで進んでいるんだと思って、これからも聞いていきたいと思います。

いずれにしても、安易に複製物ができるといこと、それが流通することを甘受していたら産業にならないわけですから、100点の技術というものは絶対あり得ないとしても、いろいろな技術を使ってコンテンツを保護していこうということが、多分、コンテンツ立国を目指す国のありようだと思います。技術ワーキングの皆様方のこうした様々なアイデアや努力については、非常にご苦労が多かったのではないかと理解しています。この先も、皆さんのためになるようなアイデアが出ることを期待しております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。関委員、お願いします。

【関委員】 今、堀委員からお話がありましたように、100点満点の技術というものはあり得ないものですから、いちばん左の策定のところでいちばん大きな話は、やはりバランスのとれた方式、言うなれば非常にアナログ的に、このレベルでいいですか、こんな感じでいいですかということを、具体的な策定作業の途中でワーキングなり、またはこの委員会かもしれませんけれども、そこで説明して、合意をいただきながら進めるしかないかなと思っています。

先生おっしゃったみたいに、1色もないところから6色のものをつくり上げようとは思っておりません。前にも少しお話ししましたけれども、既にあるアセットを利用して、11ページにあるような、今、求められているレベルの技術と運用規定の策定を行

っていきたいということでございますので、実際の力仕事に近い話になってくるのではないかと考えています。先ほど、案と言ったら、ちょっと長田委員から言われましたけれども、案ができるということは規格の策定に近いだろうと考えています。

技術方式・運用規定の策定と並行して、バランス的にこんな感じということになりますと、次のライセンス発行・管理機関のところへ行く。いちばん大きな、いわゆる製造に関する契約、運用に関する契約のイメージができるのではないかと考えています。これも、一応、前につくったものがありますので、それを今回にどう適用させるか。これもまた、ご了解を得ながら進めなければいけないと考えています。そういうステップで、技術方式・運用規定の策定、それからライセンス発行・管理機関の設置までのところは、結構パラレルに作業が進むのではないかと考えています。

今、この場でいつかと言われると、先ほどみたいに苦しい説明になってしまうと思いますが、いちばん上に書いてありますように、2011年7月24日の全面移行の時期までに可能な限り早くということに関しては、全く同じ意識を持っております。ただ、具体的にフィジカルな作業、改修だとか受信機の設計製造がどう行われていくかというのは、もう少し検討を要するのではないかと考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。藤沢委員、お願いいたします。

【藤沢委員】 私の方式に対する見方、意見を述べさせていただきたいと考えています。

12ページの②に書いてありますけれども、技術、契約で足りない部分を制度で補うというような表現があるんですけども、むしろこの方式に込められているのは、ある意味技術でやり過ぎないようにして、その結果生じる穴になるような部分を制度改正等でカバーすると。なぜそういうふうにするかという、メーカーやユーザーにとって受け入れやすく、使いやすくすることと、権利者にとって効果が期待できるということ、その両方を両立するため。そういう意味でいうと、これは理想的なスキームになっていくのではないかと、非常に期待しています。これまでこういう形で村井主査にリードしていただいたことについては、本当に感謝しております。

そういう方式のイメージができ上がって、具体的にどういうふうにやっていくかというのが12ページのプロセスですけども、スケジュールについては、ここには簡単な表現しか入っていませんけれども、いつまでに、だれが、何をやるかといういろいろな細かい作業があって、それを組み合わせていって、全体のタイムチャートという形にしていかなければいけないだろうと考えています。

技術検討ワーキングではそういう議論がかなりされていて、一生懸命検討しているんですけども、まだ方式が完全にわかっていないなどグレーな部分がある。もう一つは、手順として、これが終わってからでないといけないというものもありますし、これと並行してこの作業もできるというような要素のものもあるんです。具体的な内容がわからない現時点で、そういうことを明確にしていくのは難しいというのが一つの理由だろうと、私は思っています。

ではどうするんだ、ということかと思うんですけども、やはり皆さん、本当にワーキングはまじめに検討しているのか、いろいろなフェーズで確認をとりたいという気持ちもよくわかりますので、大体この辺が目安だということはこれからお示ししていかなければいけないだろうと思います。ただ、先ほど言いましたように、これがきれいに終わって、次にこうなる、というものではないというところは、ご理解をいただいた方がいい。そういうレベルのものなので、ある程度重要なフェーズに限って進捗状況を確認していただくということで、参考にしていただくようなレベルのお示しの仕方を考えていったらどうかと思っております。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 まさに時宜でワーキングを設けておまして、具体的なプロセス①の、「デジタル全面移行の時期までに、可能な限り早期に導入されることが望ましい」という文章は、「製品が発売できる環境を早期に整えてもらいたい」というのが実は本音でございます。2011年7月の前に、一体いつごろ、どうなるかということは、ワーキングでけんけんがくがくやっております。村井主査がおっしゃるように、先回も申し上げましたが、放送局の送信設備の改修が終わらないと、それで放送開始をしない限り受信機は発売できません。映らなくなってしまいますので、多分、いちばん大きいのは放送局の送信設備の改修かなと。

受信機の製造に関しましては、スタート地点の技術方式・運用規定が決まれば開発はおおむね着手できると思っております。ただし、これはかぎの問題がありますので、ライセンス発行・管理機関の設置と書いてありますが、ライセンス発行・管理機関との契約が当然必要になりますので、ここができないと契約ができない。最終的には、受信機の開発にゴーがかけられない。よって、技術方式・運用規定の策定からライセンス発行・管理機関の設置までがいかに縮められるかが、ワーキングの議論のいちばん難しい話になっております。

そのためには、短縮できるところは短縮する。例えば、ライセンス発行・管理機関の「設置」となっていますが、先回は「設立」かなんかだったと思います。設立というと、新しくつくることになる。もし、時間的に短縮できるならば、既存の公益法人に業務委託しても問題ないわけです。単なる業務ですから。そういったところで期間の短縮もできるかもしれないということで、あえて「設置」に直したらいいのではないかとか、ありとあらゆる工夫を、今、ワーキングで議論をしております。

最後、技術方式とライセンス発行との問題になりますが、いつも頭に入れなくてははいけないのは、何遍も言いますが透明性の話です。それから、かぎの管理がありますのでセキュリティーの話。それから、受信機開発から見ますと実効性、つまりこの契約ではなかなか難しく物ができませんというものは契約行為になりませんので、受信機開発の実効性が伴う契約の中身。こういった3点が重要ではないか。そこがクリアにされれば、あとは腹くくりだけの問題で、コミットメントはできないまでも、望ましい時期は、おおむねこのぐらいには放送開始ができるであろうと。いちばん右のところですね。放送開始が見えると、受信機販売に向けてスタートするわけであります。

今回はソフトウェアですので、チップですと物理的な物の開発があるので、結構時間を食うときがあります。ソフトウェアですので、多分、問題なく開発側は追いつくだろうとっております。物理的に大変なのは、先ほど言いましたように送信設備の改修です。こういったところが、現在、ワーキングの議論です。もう一回ぐらいワーキングをやれば、多分、村井主査のことですから腕力を用いてでもまとめて、おおむねの望ましい時期ぐらいは提示できるだろうと大変期待しております。そういう意味では、主査におんぶにだっこで申しわけないんですが、多分、次回ぐらいには少し時期が提示されることを期待しております。以上です。

【村井主査】 このホールはエコーがきいていますので、何力と言ったのかよく聞こえませんでした。聞こえなかったまま先へ行きたいと思えます（笑）。それでは、西谷オブザーバー、お願いいたします。

【西谷オブザーバー】 1年ぶりにこの会合に出席していますソニーの西谷でございます。

事前にいろいろ勉強をさせていただきましたけれども、基本的に、三菱総研さんが説明された資料にありますように、地デジが受信できるいろいろな商品が増えるということは、メーカー側としても、あるいはお客様にとっても非常に利便性が高まって、特にソフトウェアという仕様で行いますと、機器に入れるのが本当に簡単になります。ソニ

一としては、この方式を進めるようにいろいろ協力していきたいと思っています。

過去の議論の際、私はその場にいなかったんですけども、いちばん議論すべき点は、11ページの基本的考え方にあります地デジ放送の円滑な移行に向けてというところで、B-CASにかわる新たな方式に変えたことで円滑に進むと。私はそちらに賛成ですけども、長田委員がおっしゃっていましたように、60%しか地デジが普及していない、あと2年しかないということがやはりいちばん大きな問題だと思います。各家庭に2~3台ありますから、普及しているとはいえ、地デジテレビを1台購入しても、映らないアナログテレビはほかにもあると思います。居間のテレビはデジタルになったけれども、食事をするところはアナログのままということではなく、すべてのテレビで地デジが映るようにしないといけないと思います。

私と申しますか、ソニーの視点からしますと、いろいろな議論をする必要はありますけれども、2011年、ほぼ1年後に地デジが100%受信できるという視点で議論するのがいちばん大切だと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、ここから先はどなたでもご発言できるようにしようかと思いますが、どなたかいかがでしょうか。ご意見ある方。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 前々回、村井主査から To Do リストという形でまとめられたものに対して私がコメントしたのは、目標時期に関しては、少なくともいつまでにやらなければいけないか。もう一つは、To Do リストというものは必ずいつまでにということを入れなければいけないにしても、途中に入れるのが難しいのであれば、最初の技術方式・運用規定の策定だけは、目標時期を入れるべきではないかと申し上げました。

今、皆さんの話を聞いている中で、方式のところがキーということとはだんだんわかってきたんですが、6色にするか8色にするかというところは、実際の方式の内容を決めようとしているということなんだと思いますが、大事なのは、ある程度不確定要素はあるにしても、いつまでにという目標時期を設定しておいて、それに向かって6色にするか8色にするかという方式を議論の中で決めていけばいいのではないかと。

そういう観点から見たときに、ワーキンググループの人たちはあまりにも慎重過ぎる。時期を入れたら何が何でもやらなければいけないということに、トラウマみたいにとらわれ過ぎてしまっているのではないかと。だから、目標時期というのは、あくまでもそれに向かってチャレンジしていくということですから、できなかったときはできなかった

ときで考えるにしても、一応こういう目標時期に向かって頑張りましょうという時期を先に設定して、その中で8色か6色かということについての議論をしていきながら、目標時期にできるだけ合わせるような形で進める。こういうマインドを持ってやっていただきたいと思います。

最初の目標時期が設定されないと、実際、本当にできるのかという不安が、特に消費者の皆さん方にとってはそういうことが大きな不安になっているのではないかと思うので、そこがキーではないかと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。どうぞ。

【高橋委員】 遅れてまいりまして失礼いたしました。

今、一部お聞きしていたら、期日が決まらないという問題なのかなと感じているところです。消費者がというお話もありましたが、私は以前から、とにかく早くしてほしいということと、早くにしても期日をきちんと確定してほしいと申し上げてまいりましたので、今はまだそういう段階ではないのかと非常に暗い気持ちになっております。ただ、運用開始がいつであれ、地デジ移行が決まっているところなので、そこから逆算して物事を決めていただくしかないの、そのようにしていただきたい。

今の浅野委員の発言に関連して申し上げれば、後で変更できることは後でもいいではないですかというふうにも申し上げたいと思います。やはり基本のところをきちんとして、そして説明責任を果たしていただいて、スタート時にはこうだけれども、いつの時期にこういうふうに改善されますということがわかっていたら、消費者側も納得できることがあって、折り合っていけるのではないかと考えております。ですから、だれが、いつまでに、何をするかということをはっきりと明かにしていただいて、議論をさせていただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。河村委員、よろしいですか。

【河村委員】 ちょっとあいまいな質問になってしまうかもしれないんですけども、こちらに並んでいる方々のお言葉を聞いていて、例えば藤沢委員のおっしゃった、方式がわかっていない、具体的な内容がわからないというのは、この期に及んで方式がわからないのかということがわかったわけです。方式というのは、ソフトウェアと書かれてあって、主査も6色なのか8色なのかとおっしゃっている。それから、12ページの②のところ、「技術と契約によるエンフォースメントにより対処できる範囲の検討」と書いてあります。その後、「適切な場で、現行法制度の実効性を検証した上で、補完的制

度の要否を含めて」と書いてあります。

すごく理屈っぽく読むと、これは何かおかしいと思うんです。対処できる範囲の検討ということの中に、狭める、8色から3色へということが入っている。つまり、技術と契約だけでできる範囲でやりましょうと書いてあるような気がするのですが、その後で補完的制度の要否というのは、補完的制度が要らないものをつくっているのに、何で要否を検討するのかと思えるんです。読み方を誤解しているのなら教えていただきたい。

最初に縛り過ぎないとおっしゃった委員の言葉は、私の気持ちと同じ意味ではないかもしれませんが、方式が決まらないとか、8色とか3色ということが、7ページのソフトウェア方式と書かれている箱の中にある言葉の中でこれを削ることによってできました、というようなことにならないようにぜひともお願いしたいです。皆さんの言葉の8色とか3色ということと、②は大変関連しているような気がして、気になります。

日付も大切ですがけれども、とにかく透明であること、たくさんの方が参入できること、不公平がないこと、そういうもののためにこんなに時間をかけてきたのですから、ここへ来て、最後の滑り込みで、そういうことが起きないようにぜひお願いしたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、何かご意見はございますでしょうか。

それでは、私からお答えさせていただきます。私は、3色ではなく、6.5色か8色かと申し上げました。まず、浅野委員からおっしゃっていただいたことも、今の河村委員がおっしゃっていただいたことも、技術ワーキンググループにとってはとても励ましとなるご発言かと思えます。つまり、目標値を多少現実的に達成できるかどうかは別として、設定した目標を達成しようという意気込みを持って取り組むようにということが浅野委員のおっしゃっていただいたことだと思えます。河村委員も、そもそも3色みたいな話をしているのではないだろうかということをおっしゃっていただいたと思えます。

私が7色と言ったのは、7色に輝ける技術の蓄積をこのソフトウェア方式は過去に大体持っているという意図からです。従いまして、今の時点で7.5色にできるのか、6.5色できちんと実行できるのかが、やはり最後の準備の段階の逆算、つまり工程の見積もりに依存して決まるであろうから、決まる時には、全ての工程が決まると考えています。

従って、どれが決まらないから何が決まらないというような関係というよりは、直感的には、全体が決まっていて、それらを微調整する必要があるので、部分だけを先出し

して申し上げるのは控えようとしております。それを、最後まで言わずに隠しているのではないかというご意見が出るであろうことも、技術ワーキンググループでは十分議論しておりますが、基本はこのような考え方に則って、ご報告させていただいております。

つまり、最後にもう一回委員会がありますので、その時までにはできることをやろう、その時には最高の精度でご報告したいと考えております。その際に心がけているのはどのくらい正しい数字が出せるかということです。先ほど浅野委員のご発言は、頑張るという気持ちを持って、目標時期をいつと宣言して取り組むよう後押しされているようにも聞こえました。技術ワーキンググループは、大体そうした気持ちでやっておりますが、目標時期をご提示するにしても、精度が高いところで皆さんにご提示するのが良いだろうと考えています。このように進めておりますので、最後の瞬間まで精度を上げることに努力いたします。

それから、目標時期の精度を上げることはどこにつながるのかというと、新方式を議論する前提として、既にご指摘いただいているように、現行の法制度の技術に対する実効性がどのようになっているか、例えば法的制度や他の社会的制度が本来のコンテンツを守るという、エンフォースメントのメカニズムの根源に立ち返ったときに何が必要かということは議論されております。ただし、制度に対する議論は、技術が100%ということはない、90%だとすれば残りの10%を制度で埋めるという非常に抽象的なアナロジーで議論しているわけですが、実際は技術的にもっとスペシフィックな、6.5色で0.5色引いたら、その部分では技術的にこういう解決の可能性があるだろうという微調整が具体的にあるわけです。そういう中でエンフォースメントを考えていくためには、本来のコンテンツを守るための技術と、それを補完する何かの仕組み、この関係を、より具体的に議論を進めるためにも、目標時期の精度が必要だろうと認識しております。

本委員会において2回にわたりエンフォースメントに関する検討状況を報告をさせていただく中で、新方式導入のプロセスを収束するために、順番であるとか、具体的に議論している項目が何なのか、その相互依存関係が何なのか、そしてタイミングがどれだけ答申の中に入れられるかといったこのチャートを具体化することに時間を割かせていただきました。多くの皆様方からご指摘あったことをどのように反映できるか、それをできるだけ正確にお伝えしたく、最後の瞬間まで議論を続けさせていただきたいという

のが基本的な報告の内容だと思えます。

従いまして、大体この2回でご理解が進んできていると思っておりますが、高橋委員に申し上げたいこととしましては、期日が確定していないからといって、決して暗い気分になられる必要は全くございません、技術ワーキンググループの中では、非常に厳しい技術的な議論はしておりますが、方向性としては明るい議論をしています。一部、何とか力で押さえつけられているのではないかと感じの方もいるかもしれませんが。いや、それは冗談です（笑）。私は技術ワーキンググループにおいても司会者としてご参加いただいている皆様のご意見をうかがっているわけですが、中間答申全体の取りまとめを行う立場として、親委員会との整合性についての責任を私は持っているつもりであり、いちばん重視しているのは、親委員会で出ている意見であり、技術ワーキンググループでも3分に1回は、親委員会で出ている意見に立ち返って、その意見をガイドラインとして議論をさせていただいています。特定の委員の話を出して議論しているのはございません。このような意見が出ていて、それに対して答えるために、どういう精度を上げていけば良いかという議論をしております。

そういう意味では、技術ワーキンググループの中での議論と、本日伺った親委員会の中での議論との整合性は、非常に高いと考えております。

私がしゃべり過ぎましたが、その他、何かご意見ございますでしょうか。

それでは、議論はここまでにさせていただきます。今日も貴重なご意見をいただきましたが、今、申し上げましたように、技術ワーキンググループの議論との整合性はしっかりとれていると思えます。しかしながら、再度、本日いただいたご意見を踏まえまして、これまでの技術検討ワーキンググループの内容に沿った最後のワーキンググループを開催し、答申の盛り込み方などについての議論を行って、資料を修正した上で、7月2日に予定されている次回のデジコン委員会で報告させていただくということで進めさせていただきます。

いろいろお気づきの点、本日の資料もいろいろ見ていただいたと思えますので、今後、お気づきの点があったら、事務局にお伝えいただければとお願い申し上げます。

それでは、事務局から何かございますか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 きょうのご意見を踏まえまして、明後日技術検討ワーキングを開催いたしますので、ワーキングにご参加いただいている方、よろしく願いいたします。

それから、7月2日、今、主査からお話がありましたとおり、技術ワーキングを受けたエンフォースメントに関する骨子、及び、前回お諮りをいたしました取引市場に関する骨子、あわせまして皆様にお示しして、ご議論をいただきたいと思います。

7月2日の次、部会にかける案文を最後にオーソライズいただく機会として、7月6日、情報通信政策部会の前に、11時から12時半まで時間を設定し、そこで最終的な中間答申の文書を部会に上げるというご了承をいただき、7月6日の情報通信政策部会、7月10日の中間答申と進んでいきたいと思います。

事務局としても取りまとめに全力を尽くしていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

【村井主査】 それでは、以上で本日の会議は、終了いたします。どうもありがとうございました。

以上